

### 《概要》

- 中央区・西区土木センターは、屋外洗濯機（5台）の洗濯排水を、下水道に接続せず、敷地北側の水路に不適切に放流していた。
- 3月23日（水）の新聞報道を受け、速やかに、洗濯機を撤去。
- その後、3月31日（木）に水質検査に向けた検体採取を実施。
- 4月4日（月）から、両土木センター職員で城山・小島農区の農業者129戸に、お詫びと農作物の影響について聞き取りを実施。
- 4月11日（月）に水質検査結果と農業者への聞き取り結果について公表。

### 《水質検査結果》

◇目安としている水質汚濁防止法に基づく排水基準値を超過した項目はなかった。

### 《農業者への聞き取り結果》

◇お詫びに対して否定的な意見はなく、また、**農作物への影響は、127戸の農業者は「なし」と**のことだった。

- ※「影響はわからない」と答えた小島農区の1戸の農業者に対しては、  
「何かあったら西区土木センター又は西南部農業振興課へ連絡ください」と伝えたが、現在のところ連絡はなし。
- ※また、城山農区の1戸の農業者は、引っ越ししており、聞き取りできなかった。

### 《主な動き》

3/23（水）	新聞報道
3/31（木）	水質検査に向けた検体採取実施 <small>※土木センターの作業で使用した衣類などを実際に洗濯し、その排水を検体として採取</small>
4/4（月）	農業者へのお詫びと聞き取り（6日（水）まで実施）
4/8（金）	水質検査結果判明
4/11（月）	水質検査結果と農業者への聞き取り結果について公表

### 《位置図等》



### 《その他》

洗濯機使用の目的	現場作業により汚れた作業服・手袋などを洗濯するため
洗濯機設置の経緯	設置経緯について歴代職員（歴代所長含む37名）に聞き取りを行い、一部の職員から以下のような意見を得た。 ・昭和51年西部土木事業所発足直後に洗濯機を置き始め、徐々に増えていった。 ・日雇労働者もしくは職員が自宅の洗濯機買い替え時に古い洗濯機を持ってきた。
水質検査項目の概要	水質汚濁防止法に定められている排水基準項目のうち、有害物質28項目について検査を行った。 <small>※有害物質28項目：カドミウム、シアン、テトラクロロエチレン など</small>
検査結果の概要	いずれの項目も、目安としている基準値の10分の1に満たない数値であり、環境や人体に直ちに影響があるレベルではないという検査結果であった。